

し尿処理手数料に係る督促状の誤発送について

4月30日納期限の令和8年度し尿処理手数料(令和8年4月請求分)の督促状を5月20日に発送したところ、その一部について、すでに納付済みであるにもかかわらず、誤って督促状を送付していたことが判明しました。

誤って督促状が発送された皆様に、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。先日も同様な案件があり、全庁的に再発防止に取り組んでいたところ、このような事案が発生したことを深く肝に銘じ、事務適正化を最優先課題として取り組んでまいります。

1 対象件数

- 全体の発送件数 84 件のうち、誤発送件数は 15 件
- ・連絡漏れ 2件(1世帯)が納付済み(二重納付)
 - ・連絡がつかない 1件

2 経過

督促状を5月20日に発送したところ、その一部について、すでに納付済みであるにもかかわらず、誤って督促状を送付していたことが判明しました。

対象者(誤発送)の方にはご連絡し、行き違いであることと、督促状の破棄についてをお願いをしました。

しかし、一部連絡漏れの方がおり、その方から生活環境課窓口で「すでに納付したにもかかわらず督促状が届いた」という申出がありました。

また、連絡が取れない方(1件)もあり、その方については引き続き電話連絡等により対応をしています。

3 原因

- 納付データの確認が不十分なままで、督促状を作成・発送したことによるものです。
また、誤発送発覚後の事務処理(連絡対応)が不十分だったものです。

4 今後の対応

複数職員でのチェック体制の強化を行うなど、事務適正化を最優先課題として取り組んでまいります。

本件についての問い合わせ先
佐渡市役所市民生活部
生活環境課 担当:鶴間
電話(直通)0259-63-3113